

【様式②】
(施設所管課記入様式)

大東市立北条人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立北条人権文化センター

【指定管理者名】特定非営利活動法人ほうじょう

【評価対象年度】令和3年度

【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価

社会福祉法に定める隣保事業を実施する隣保館の機能を有する北条人権文化センターは、住民の福祉の向上並びに人権啓発のための交流拠点であるコミュニティセンターとして、地域にねざした活動を行っており、例年であれば、近隣施設と連携した夏祭りや、餅つき大会、貸室利用しているサークル団体の活動発表など、住民交流事業を実施していますが、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大が収まらなかったことから、事業の実施が困難となり、多くの事業が中止となりました。

しかし、そんな中でも限られた時期には感染対策を徹底しながら、定期的に行っているダンススクールや、スマートフォン講座といった利用者にニーズの高い事業や、どなたでも参加できるサロン、育児相談会など、幅広い世代の地域住民の交流の機会を提供してだけでなく、人権社会見学や人権に関するポスターを積極的に掲示し人権啓発に努められ、本市の人権意識の向上に貢献したと評価します。

利用者満足度について評価

各室にアンケートボックスの設置、ホームページや窓口で利用者の意見を聞く機会を設けるなど、積極的に利用者の意見や希望を聞くことに努められていることが認められます。頂いた意見等については、運営や事業を実施する上において活かされるよう柔軟に対応され、コロナ禍の中、徹底した感染予防対策を行い実施した事業（人権社会見学）参加者からは、「参加することができてよかった」と好評な意見を頂いているなど、利用者に理解が得られる取り組みがされたと見受けられます。まだまだコロナ禍が続くことが予測されますが、引き続き、利用者に満足していただける運営に努めてもらうことを期待します。

収支状況について評価

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、貸室利用の中止や時間短縮、自主事業の中止などから収入が減少していますが、それに係る事業費や光熱水費などの支出も休館等の制限がかかる前と比べて減少しています。全体として経費節減に取り組まれた結果、収支状況は良好な状態であると評価します。

総合評価

北条人権文化センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割があります。

市民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壌をつくり、生活の安定や向上、生涯学習の推進につなげる取り組みが必要です。そうした中、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、貸室利用の中止や時間短縮、利用定員の制限を行いました。その結果、地域コミュニティを生かした様々な交流事業などが実施できず、利用率や参加者が減少しました。

そのような中、人権社会見学、子育て支援、高齢者支援、ダンススクール、スマートフォン講座、北条タウン紙「みらい・未来」での人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実などに取り組み、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も感染症対策を徹底しながら、施設利用者や事業参加者が満足できる、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、広報活動にも一層努められることを期待します。